# 令和2年度 愛媛県奨学生の募集について【被災特例枠】

## ~ 豪雨災害の被害を受けた生徒を支援します ~

愛媛県教育委員会は、平成 30 年 7 月豪雨による災害(豪雨災害)で修学困難となった生徒を対象として、奨学生(奨学金の貸与を受ける者)となることを希望する者を募集します。

★ 被災特例枠で採用された奨学生には、在学校を卒業・修了したとき、奨学金の返還が免除される 特例があります。(退学の場合は、返還が必要となりますので注意してください。)

### ■ 対象者

高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)又は専修学校の高等課程(修業年限が2年以上の課程で教育委員会が認めるものに限る。)に在学する者

#### ■ 主な出願資格

豪雨災害を原因として、保護者又は豪雨災害発生時に生徒の生計を主として維持していた者が、次のいずれかの 被害を受けたことにより修学困難となったこと。

- 住家(愛媛県内の住家に限る。)が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の被害を受けた場合
- 死亡又は重篤な障害を負った場合
- 失業又は収入が減少した場合
  - ※ 現在、愛媛県奨学生である者(予約採用・在学採用・緊急採用の採用者)も出願できます。 (借り換えとなり、採用後に清算しますので、貸与が止まることはありません。)

#### ■ 選考基準

奨学生は、**人物、健康及び学力の基準**及び**家計基準**(出願者の属する世帯全員が市町村民税所得割非課税であること等)を満たす者の中から採用します。

#### ■ 貸与額等

貸与月額は、学校の設置者、通学形態により異なります。 貸与期間は、令和2年4月分から**令和3年3月分まで**。 初回の貸与は、9月25日の予定です。

(本事業は、今年度限りで終了予定です。)

#### 〔貸与月額の上限額〕

	自宅通学	自宅外通学
国公立	18,000円	23,000 円
私 立	30,000円	35,000円

■ 募集時期 ※ 出願書類の提出期限は、学校の指示に従ってください。

概ね、6月中旬~下旬頃となります。期限後の受付はできません。

### ■ 出願方法

採用を希望する生徒は、学校で「募集要項」、「愛媛県奨学生願書」などの書類を受け取り、必要な書類(住民票、課税証明書、罹災証明書等)をそろえて学校に提出してください。

- ※ 奨学金の借受人は、生徒本人です。願書は、必ず生徒本人が記入してください。
- ※ 保護者は連帯保証人となります。家族の方とよく相談して出願してください。

# 募集の詳細や貸与・返還の制度については、募集要項に記載しています。

〔事業担当・問い合わせ先〕

愛媛県教育委員会事務局 教育総務課 教職員厚生室 厚生事業係

Tel: 089-912-2924 e-mail: kyoushokuinkousei@pref.ehime.lg.jp

※ 出願手続は、在学校を通じて行います。